

# 大分県報

令和五年  
第四五一号  
十月十日

（火曜日）

## 目次

### 規則

災害救助法施行細則の一部改正……………

### 告示

保安林の指定の解除……………

道路区域の変更……………

大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………

### 公告

落札者等の公示……………

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十七号

### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の一の(三)中「三三〇円」を「三四〇円」に改め、同表の一の二の(一)の(2)中「六、二八五、〇〇〇円」を「六、七七五、〇〇〇円」に改め、同表の一の二の(三)中「一、一八〇円」を「一、二三〇円」に改め、同表の三の(イ)の表中「一八、七〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六〇〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三六、五〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四三、六〇〇円」に、「五三、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を

「三一、八〇〇円」に、「四〇、一〇〇円」を「四一、一〇〇円」に、「五五、八〇〇円」を「五七、二〇〇円」に、「六五、三〇〇円」を「六六、九〇〇円」に、「八二、二〇〇円」を「八四、三〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表の三の(ロ)の表中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一二、九〇〇円」を「一三、二〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表の六を次のように改める。

### 六 被災した住宅の応急修理

#### 1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(一) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

(二) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五〇、〇〇〇円以内とする。

(三) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

#### 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(一) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(二) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七〇六、〇〇〇円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三四三、〇〇〇円

(三) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三箇月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六

令和五年十月十日

大分県報（規則）

（箇月以内）に完了しなければならない。

別表第一の八の(三)の(2)中「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に改め、同表の九の(三)中「二一三、八〇〇円」を「二一九、一〇〇円」に、「二七〇、九〇〇円」を「二七五、二〇〇円」に改め、同表の十の2の(四)の(2)中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表の十一の(二)中「一三八、三〇〇円」を「一三八、七〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

○告示

大分県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和五年十月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除に係る保安林の所在場所

佐伯市上浦大字最勝海浦字中崎一六一番九（次の図に示す部分に限る。）、一六一六

番一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道中判田下郡線	大分市大字片島字横道二九一六番三から 大分市大字片島字横道二九三二番二まで	前	七六・〇メートル 〽三九・五	メートル 三六・五
	大分市大字片島字横道二九一六番二から 大分市大字片島字横道二九三〇番一まで	後	四五・〇 〽三七・〇	三六・五

大分県告示第四百二十四号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 大分港の(二)概要の西大分地区の表中

七十七	駐車場	一、一五六・〇〇平方メートル	附属地	を
七十七	駐車場	一、一五六・〇〇平方メートル	附属地	
七十八	船揚場	五四・〇〇メートル		に改

○公告

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量  
県立学校統合ファイルサーバーシステム賃貸借契約（長期継続契約）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県教育庁教育デジタル改革室  
大分市府内町三丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日  
令和五年七月三十一日
- 四 落札者の氏名及び住所  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一  
東京都千代田区神田練堀町三番地
- 五 落札金額  
八十七万四千二百二十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日  
令和五年六月二十日

令和五年十月十日

大分県報（公告）

三